

大島町地域活性化起業人制度推進要綱

令和3年3月31日
令和6年4月1日一部改正
町 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、人口減少や高齢化が進み地域経済が停滞している大島町において、地域活性化起業人制度推進要綱（令和6年3月29日付け総行応第131号一部改正）に基づき、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、当該社員がそのノウハウや知見を活かすことにより、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、安心・安全につながる取組を推進し、もって地方創生の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 三大都市圏 国土利用計画（全国計画）（平成20年7月14日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。
- (2) 地域活性化起業人 大島町と協議の上、合意した条件の下、「企業派遣型地域活性化起業人」又は「副業型地域活性化起業人」として、6月以上3年以内の期間、継続して大島町の業務に従事する者をいう。
 - ①企業派遣型地域活性化起業人とは、派遣元企業から派遣され、前条に規定する目的を達成するための取組を推進する三大都市圏に所在する企業等の職員（ただし、入社後3月未満の者は除くものとし、現に大島町内で勤務する者を除く。）。
 - ②副業型地域活性化起業人とは、三大都市圏に所在する企業等に勤務する職員であって、大島町において副業を行う者。
- (3) 派遣元企業 前号の職員を大島町に派遣する三大都市圏に所在する企業等をいう。

(職務)

第3条 地域活性化起業人は、次に掲げる職務に当るものとする。

- (1) 地方創生の推進に関する取組への助言等（地域活性化や定住促進、さらには大島町へのひとの流れを創り出すことを目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務等）
- (2) その他目的達成に資する取組への助言等

(身分)

第4条 地域活性化起業人の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職とする。

(受入期間)

第5条 地域活性化起業人の受入期間は、6ヶ月以上とし、最長3年まで延長することができるものとする。

2 受入期間を延長する場合は、各年度(4月～翌年3月)内の1年以内で延長するものとする。

(報酬等)

第6条 地域活性化起業人の報酬等は、派遣元企業が支払うものとする。

2 地域活性化起業人は、受入期間中も派遣元企業の社員として加入する健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働災害補償保険の被保険者とする。ただし、この要綱に基づく職務に際し、地域活性化起業人と第三者との間に生じた事故については、町長の責任において解決処理するものとする。

(協定)

第7条 町長は、派遣元企業と協議し、地域活性化起業人の受入条件及びこれに係る費用負担その他について合意した事項の協定書を作成するものとする。

(解任)

第8条 町長は、地域活性化起業人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 地域活性化起業人としてふさわしくない非行があった場合

(守秘義務)

第9条 地域活性化起業人は、職務上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。また、「大島町地域おこし企業人交流プログラム推進要綱」(令和3年3月18日町長決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

委 嘱 状

様

大島町地域活性化起業人制度推進要綱第4条の規定により、大島町地域活性化起業人を
委嘱します。期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。

年 月 日

東京都大島町長

㊟

別記様式第2号（第8条関係）

解 嘱 状

様

大島町地域活性化起業人制度推進要綱第8条の規定により、大島町地域活性化起業人を
解嘱します。

年 月 日

東京都大島町長

㊟